

各調査会等からの提言

令和2年12月11日

自由民主党 政務調査会

新国際秩序創造戦略本部

目 次

(1) 新国際秩序の下での資源・エネルギー戦略に向けた提言 【総合エネルギー戦略調査会】	1
(2) 海洋開発 【宇宙・海洋開発特別委員会】	4
(3) 食料安全保障の強化 【農林・食糧戦略調査会、水産総合調査会】	6
(4) 金融調査会提言（金融における新国際秩序戦略P T部分） 【金融調査会：金融における新国際秩序戦略PT】	8
(5) 金融調査会提言（デジタルマネー推進P T部分） 【金融調査会：デジタルマネー推進PT】	9
(6) 新国際秩序創造戦略本部中間とりまとめに関する検討結果 【情報通信戦略調査会】	12
(7) 宇宙開発に向けたとりまとめ ～新国際秩序創造戦略本部の提言に向けて～ 【宇宙・海洋開発特別委員会】	16
(8) リアルデータの利活用促進について 【知的財産戦略調査会】	19
(9) サプライチェーンの多元化・強靱化 【経済成長戦略本部】	22
(10) わが国の技術優越の確保・維持 【新国際秩序創造戦略本部】	23
(11) イノベーション力の向上に向けたとりまとめ ～新国際秩序創造戦略本部の提言に向けて～ 【科学技術・イノベーション戦略調査会】	25
(12) 安全保障と土地法制に関する特命委員会 提言 【安全保障と土地法制に関する特命委員会】	27
(13) 新国際秩序創造戦略本部 大規模感染症への対策 論点と対策 【新型コロナウイルス関連肺炎対策本部】	33
(14) インフラ海外展開に関する新戦略における 経済安全保障を含む外交課題への対応 【経協インフラ総合戦略調査特別委員会】	35

(15) 国際機関を通じたルール形成への関与 データ・セキュリティ確保やわが国企業の レベル・プレイングフィールド確保のための国際ルールメイキングの主導 【新国際秩序創造戦略本部】	37
(16) 経済インテリジェンス能力の強化 【新国際秩序創造戦略本部】	39

(1) 新国際秩序の下での資源・エネルギー戦略に向けた提言

令和 2 年 12 月 1 日
自由民主党政務調査会
総合エネルギー戦略調査会

本調査会では、世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの分断や気候変動問題への関心の高まりなどエネルギーを巡る諸情勢の変化を受け、本年春から集中的な議論を重ねてきた。

こうした中で、菅義偉首相が表明した 2050 年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、総裁直属の「2050 年カーボンニュートラル実現推進本部」も設置され、脱炭素社会実現に向けた検討が開始されている。また、わが党の新国際秩序創造戦略本部では経済安全保障戦略の策定に向けた議論が行われており、政府においても第 6 次エネルギー基本計画の策定に向けた議論が開始された。これら状況を踏まえ、新国際秩序の下での新たな資源・エネルギー戦略を構築するため、本調査会は以下のとおり提言をとりまとめる。

1. 第 6 次エネルギー基本計画の策定に向けて

- エネルギーは、国民生活の存立と国家機能の継続に不可欠な基盤であり、経済・社会の繁栄のための礎である。
- 経済社会のデジタル化によりデータ駆動型社会が実現しつつある中で、様々な技術革新が生じ、需給両面からエネルギーのあり方が大きく変わっていくと考えられる。特に電力については、こうしたデータ駆動型社会に向けた動きが脱炭素化のための電化と連動し、将来的に電力需要が増えていくことが予想される。未来がいかなる姿となるろうとも、必要な低廉で良質なエネルギーを十分かつ安定的に供給する強靱な体制を構築し、「戦略的自律性」を追求することは、国家の責務である。
- そうした中でも、責任あるエネルギー政策を実現するためには、2050 年のカーボンニュートラルの達成を目指しつつ、コストに配慮しながらエネルギーの安定供給をバランスよく確保する（3E+S）必要がある。
- 2050 年のカーボンニュートラルの実現には、まず、系統整備やコスト低減に取り組み、再生可能エネルギーの最大限導入に挑戦すべきである。
- 再生可能エネルギーだけで全ての需要を満たすことは現実的ではなく、経済安全保障の視点も踏まえ、政府は以下に取り組む必要がある。
 - 火力の効率化・混焼に加え、水素・アンモニアや、CO₂ の分離回収による合成燃料の製造技術や人工光合成の早期確立をはじめとした CCUS / カーボンリサイクル技術、炭素除去技術・植林活動と組み合わせた脱炭素化の推進
 - 国家戦略としての原子力の持続的な利用システムの構築
 - ・既存原子力の最大限活用、核燃料サイクル・最終処分等のバックエンドシステムの確立
 - ・新增設・リプレースの検討も含めた長期ビジョンの提示等による技術・人材・産業基盤の維持・強化
 - 安全性向上への不断の取組、立地地域における避難計画策定等の防災対策の充実、地域振興の推進テロリストや他国の攻撃から電力インフラを守るセキュリティ対策
 - 自然災害や大規模感染症から国民の生命・財産を守る強靱なエネルギー供給システム

- 以上を踏まえ、脱炭素社会における電力の安定供給を確保するための脱炭素電源投資を支える仕組み作りも整備すべきである。
- また、上記の電力を中心とした取組と組み合わせ、以下の取組を通じて、将来的な脱炭素社会システムを構築していくべきである。
 - 安価かつ安定的な水素供給の確保
 - CO₂を出さないものづくり技術（水素還元製鉄など）の開発・導入
- さらに、水素・カーボンリサイクル・原子力等の重要分野における、脱炭素化へ向けた革新的な技術開発等のための国際連携を、わが国が主導して戦略的に進めるべきである。
- なお、エネルギー分野のサプライチェーンにおいても、現場のオペレーションも含め、国産のコア技術を戦略的に確保・育成・輸出するなど「戦略的自律性」を高める努力を行っていくとともに、国際化する企業買収や人材移動等にも対応していく必要がある。また、エネルギー分野においても、インテリジェンス能力を強化し、国際的なルール形成にも国益を守るために積極的に参画すべきである。
- カーボンニュートラルを目指す上で不可欠な、水素、自動車、蓄電池、カーボンリサイクル、洋上風力、半導体・情報通信などの重要分野について、グリーン成長戦略の実行計画を早期に策定し、関係省庁が一体となって取組を拡大すべきである。
- その上で、これら将来的な視点を踏まえ、エネルギー基本計画の検討のプロセスの中で、2030年エネルギーミックスについて、進捗や実績を評価しつつ、再検討すべきである。

2. 資源の安定供給確保

- 現状、わが国の一次エネルギーの約9割は化石燃料が占め、そのほとんどを海外からの輸入に依存する構造的な脆弱性を有している。そのため、資源国やシーレーンにおける地政学リスクの高まりや、米中対立、新興国の需要拡大等の国際エネルギー情勢の変化等に応じ、わが国の石油・天然ガスに対する不断の取組が必要である。
- いかなる時代においても資源の安定供給確保が、国民生活の存立と国家機能の継続に不可欠な基盤であることに変わりはない。脱炭素技術分野での革新的イノベーションを追求し、特定の国や地域への資源面での依存から抜け出す努力を絶え間なく続けていくことが重要である。
- まず、国家の責務として以下に取り組むべきである。
 - 石油・天然ガスの更なる調達先の分散化や上流権益の確保、資源国との関係強化による調達リスクの低減、シーレーンの安定性確保
 - 国際LNG市場構築や石油備蓄協力を通じたアジア大でのエネルギーセキュリティの確保
 - 国産の石油・天然ガスやメタンハイドレードの開発
 - 緊急時に備えた石油備蓄・LNG調達の機動性の向上、国内燃料サプライチェーンの強靱化、燃料供給拠点の地域コミュニティインフラとしての機能強化、石油コンビナートの生産性向上
- その上で、化石燃料から排出される温室効果ガスを削減するために、以下もあわせて取り組んでいくべきである。
 - カーボンリサイクル等のリスクが高いイノベーションへの挑戦
 - LNGバリューチェーン全体における温室効果ガスの削減

- アジア等の途上国の実態に応じた現実的・段階的な低炭素化への支援・インフラ輸出の促進
- また、脱炭素技術の核を担うEVや蓄電池等の製造には、レアアース等の金属鉱物が欠かせない。しかし、一部のレアアース等は、上流権益に加えて製錬能力まで寡占化が進展している状況にあり、わが国のレアアース等に対する「戦略的自律性」を高めるため、以下に取り組むべきである。
 - レアアース等の上流権益の確保や国際協力を通じた調達リスクの低減、備蓄の強化、リサイクルの推進
 - 海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥等の国内海洋資源の開発

(2) 海洋開発

令和 2 年 12 月 3 日
自由民主党政務調査会
宇宙・海洋開発特別委員会

新型コロナウイルス感染症は、世界の経済社会の在り方に大きく影響を与えているが、米中対立の先鋭化も相まって、各国がポスト・コロナの国際秩序の在り方を模索し、影響力を行使しようとしている。

こうした中、四方を海で囲まれたわが国にとって、国土の保全、国民の安全の確保のため海を守り、経済社会の存立、成長の基盤として海を活かすことが、現時点ほど求められる時期はない。従って、経済安全保障の観点から、以下の諸点について、重点的に取り組むべきである。

- ・エネルギー・鉱物資源を海外からの輸入に頼るわが国にとって、戦略物資とも言うべき資源の安定供給の確保は重要な課題である。他方、海洋分野においては、世界有数の管轄海域を有するわが国は、豊富な海底資源を有しており、その開発は、産業競争力の強化を図っていく上でも、国家戦略上重要である。このため、国内の石油・天然ガスの探査・開発に加え、わが国の領海・排他的経済水域等に存する、メタンハイドレート（砂層型、表層型）、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥等の国産海洋資源に関する生産技術開発や、自律型無人潜水機（AUV）等による海底調査等を推進するとともに、活動拠点となる特定離島港湾施設の整備を着実に進める。
- ・北極域の環境変化は著しく、夏季海氷面積は過去35年で約3分の2となり、北極海航路の利用が期待されている。また、北極域の気象観測は、わが国を始め世界の気象気候予測の高度化につながり、国民生活への貢献も期待されている。
こうした中、北極圏国だけでなく、中国、韓国においても、砕氷調査船を建造し、就役させているところである。わが国についても、北極域における環境変動が地球全体へ及ぼす影響の大きさ等を認識し、砕氷機能を有する北極域研究船を速やかに建造することにより、北極域における研究開発を加速するとともに、北極海航路の持続可能な利活用及び国際連携プラットフォームとしての活用等の国際協力を含め、北極政策を戦略的に進める。
- ・リーマンショック以降、新造船受注量が世界的に激減し、造船業は、世界的に供給能力過剰となっている。また、わが国は、世界第三位の建造量であるが、第一位の中国は実質的には国有企業であり、第二位の韓国では巨額の公的支援が実施され、不当な低船価が続いている。このような厳しい市況の中、日本での事業の継続が困難な状況となっている。このままでは、わが国の海上輸送や領海警備を支える船舶の建造は、他国へ依存せざるを得なくなる事態も想定される。わが国の安定的な海上輸送体制を確保し、また、わが国の領海警備に必要な巡視船等の供給基盤を維持するため、わが国の海運業・造船業の国際競争力の強化を図る。

- ・わが国は、様々な物資を海外から輸入しているが、その貿易の 99.6%を海上輸送に頼っており、シーレーンの脅威は、国民生活の維持や経済成長を脅かすこととなる。このような状況下で、わが国の主要資源・原材料の海上輸送ルートの確保を図るため、シーレーン沿岸国との関係強化の観点から、海上法執行能力向上・航行安全確保支援や主要港湾等への開発運営に係る協力を戦略的に推進するとともに、海上保安体制強化を着実に実施していく。

(3) 食料安全保障の強化

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
農林・食糧戦略調査会
水産総合調査会

新型コロナウイルスの影響に伴う一部の食料輸出国による穀物等の輸出規制の動きに対し、G20 農相会合が懸念を表明するなど、世界的な食料安全保障に関するリスクは高まっている。

わが国では、幸いにして輸入先国における貿易への支障はほとんどなく、また、主要穀物等の備蓄が確保されていることから、現時点で食料供給への影響はみられないものの、世界的な動向等を背景とした食料の安定供給に対する国民の不安は高まっていると考えられる。

こうした中で、わが国の食料安全保障の強化を図り、将来にわたって国民への食料供給に万全を期すために以下の措置を講ずるべきである。

○ 食料安全保障の強化

(1) 国内生産基盤の強化

- ▶ 国産の安定供給体制の確立に向けて、国内市場の変化に対応し、生産を維持・拡大するため、輸入品からの代替が見込まれる小麦・大豆等の増産、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替えを進めること。

(2) 知的財産等の保護・活用

- ▶ 国内外の市場において、日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、模倣防止等の海外における知的財産の保護・監視を強化すること。
- ▶ わが国で開発された優良な植物品種は、日本の農業の強みの源泉であり、知的財産として適切に保護されるよう、改正種苗法に基づく、海外持ち出し制限をする制度を活用するとともに海外での品種登録・侵害対策を進める等、海外流出防止を行う体制を強化すること。
- ▶ 和牛は、国内・地域の関係者が相互に協力して長い年月をかけて改良したわが国固有の貴重な財産であるため、その遺伝資源の適正な流通管理の徹底と知的財産としての価値の保護をはかること。

(3) フードサプライチェーンの強化

- ▶ 災害時においても国民への安定的な生鮮食料品等の供給体制を確保するための品質・衛生管理の強化、物流業務の省力化、保管調整機能の強化等を図る物流拠点の整備に加え、農林水産業・食品産業における労働力確保、新たな生活様式に対応した事業の転換、食品企業によるグローバルな供給網への参画、国際協調による輸入食料の安定確保等、フードサプライチェーンの多角化・強靱化を推進すること。

(4) 動植物防疫措置の強化

- ▶ わが国への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱や26年ぶりに発生が確認された豚熱、今般、香川県等での発生が確認されている高病原性鳥インフルエンザなどの家畜疾病対策の重要性が一層高まる中で、水際の侵入防止体制と各農場での防疫体制を強化すること。また、植物病害虫についても同様に、生産現場に甚大な被害を及ぼすことから、海外からの侵入、国内でのまん延防止策を強化すること。

(5) 持続可能な農林水産業・食品産業の展開

- ▶ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、バイオマスの利活用や再生可能エネルギーの地産地消など、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させ、サプライチェーン全体を持続可能なシステムとするための施策を推進すること。

(6) 水産資源の適切な管理及び外国漁船対策

- ▶ 水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な水産資源管理システムを着実に推進すること。その際、資源調査・評価の充実・精度向上や資源評価に基づくTAC管理、漁獲割当（IQ）管理の導入等を推進すること。
- ▶ わが国周辺水域における外国漁船の違法操業へ対応するため、漁業取締船の大型化や取締装備の性能の向上等、取締体制を強化すること。

(4) 金融調査会提言（金融における新国際秩序戦略 P T 部分）

令和 2 年 12 月 3 日
自由民主党政務調査会
金融調査会
金融における新国際秩序戦略 PT

- 現在、アジアには香港・シンガポールといった国際金融センターが存在するが、香港については、今年 7 月の国家安全維持法の施行により、1997 年の英国からの返還時に約束された「一国二制度」の下での高度な自治が大きく揺らいでいる。実際に、香港で活動する投資家や資産運用業者等が新たな拠点を模索する動きが出てきている。
- 金融は経済の血液と称されるように、経済活動の基盤をなすものであり、経済活動がグローバル化している今、世界中から人材・情報・資金が集積する国際的な金融センターはグローバルな経済活動を支えるインフラとも言える。
この、アジアにおける国際金融センターの機能を香港に過度に依存することは、アジア、ひいては世界の経済活動の発展にとって不安要素となり得る。
- そのため、確固たる民主主義・法治主義に支えられた安心・安全な拠点としてのわが国が、アジア・世界の国際金融センターの 1 つとして機能を発揮することは、アジア・世界の経済発展の要となるものであり、わが国が果たすべき国際的な責務であると考えらる。
- こうした中、成長戦略本部では、9 月 11 日に「国際金融ハブの実現に向けた提言」をとりまとめ、「わが国の金融資本市場の魅力を高める規制改革等を進めることによって初めて金融人材や金融事業者のわが国への流れが定着・継続していく」との考えのもと、わが国金融資本市場の魅力を高める施策を中心に提言した。
- 提言を受けて、政府においては、海外の投資運用業者等のわが国への参入促進、資本市場の活性化、成長資金の円滑な供給、銀証ファイアーウォールの見直しといった、海外と比肩しうる金融資本市場へ向けたわが国市場の魅力の向上のための施策のほか、縦割りを打破した官民一体「トータルな金融創業支援ネットワーク」の構築、入国・起業・開業・生活しやすい環境整備といった、海外事業者や高度外国人材のための環境構築のための施策について検討が進められている。
- 菅内閣総理大臣は所信表明演説において「海外の金融人材を受け入れ、アジア、さらには世界の国際金融センターを目指します。」「行政の縦割り、既得権益、そして、悪しき前例主義を打破し、規制改革を全力で進めます。」と言及した。政府においては、まさに総理の所信のとおり、総力を結集してこの課題に取り組むことが求められる。そのため、今後取りまとめられる経済対策や、来年度における予算並びに相続税などの税制面の具体的措置などにおいてしっかりと対応し、取組みを一層加速させるべきである。

(5) 金融調査会提言（デジタルマネー推進 P T 部分）

令和 2 年 12 月 3 日
自由民主党政務調査会
金融調査会
デジタルマネー推進 P T

- 金融調査会デジタルマネー推進 P T では、昨年来、中央銀行デジタル通貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）に関する研究・議論を積み重ねてきた。本年 5 月の金融調査会提言においては、決済高度化・通貨主権の確保・経済安全保障等の観点から、わが国においても、政府・日銀が一体となって、CBDC について、より具体的な検討を直ちに開始することを求めた。
- その後、わずか半年余りの間に、CBDC の発行に向けた国内外の取組みが一段と活発化している。中国は本年 10 月にデジタル人民元（e-CNY）発行に向けた実証実験を成功裏に終えたとされ、約 5 万人の市民が 1.5 億円相当の e-CNY を実際に消費した。各国主要中銀も CBDC 発行に向けた検討を加速させており、日銀を含む 7 中銀と BIS が同月に公表した報告書では、一般利用型（リテール）CBDC が満たすべき基本原則を示した。さらに、国内においては、日銀が同月に CBDC に関する取組方針を公表し、CBDC に対する社会のニーズが今後急激に高まる可能性があるとの認識の下、実証実験等を通じてより具体的・実務的な検討を行っていく方針を明らかにしている。

これらの状況進展を踏まえ、当 PT においても更なる議論を行った。
- CBDC 発行の意義と必要性については、改めて以下の通り整理される。
 - ニューノーマル時代に相応しい決済システムの構築：クロスボーダー決済も含めた決済システム全体の安定性・効率性向上のため、CBDC の活用可能性を検討すべき。
 - わが国の通貨主権の確保：中国の e-CNY・グローバルステーブルコイン・暗号資産など円建てではないマネーが決済手段として広範に使われるようになると、通貨主権や金融政策の自律性に影響を及ぼす可能性がある。こうした事態を回避するためには、一定程度の利便性を有する CBDC の発行を検討すべき。
 - 米ドルを中心とした国際通貨体制の維持：中国が e-CNY の導入を契機として、人民元の国際化を進める場合には、国際通貨システムに影響を与える恐れがある。国際通貨システムの安全性を確保し、わが国の国益を守る観点から、「ドルのデジタル化」や「円のデジタル化」をどう位置付けていくのか、基軸通貨国である米国も巻き込んだ合意形成を目指すべき。
- 他方で、CBDC 発行にあたっては、以下のような点に対する十分な留意も必要である。
 - 預金から CBDC へのシフト可能性など信用創造への影響

- 民間主導で進められてきたキャッシュレス高度化の取組みへの影響
 - 物価安定や金融システム安定への影響
 - サイバーセキュリティ、情報セキュリティ、プライバシー保護などへの対応
- 以上のような意義・必要性・留意点を踏まえ、迅速に実証実験を進めると共に、制度設計の検討を行い、国内・国際情勢を踏まえ必要に応じて、CBDC を発行できるよう準備を整えておくことが重要である。
- 特に、既に複数の中央銀行が、概念実証のフェーズを終えて実行フェーズに移行するなど、CBDC を巡る状況の急速な進展も踏まえると、わが国の検討も加速する必要がある。また、実証実験にあたっては、制度設計面での検討（例：オフライン利用、プライバシー保護、不正利用対策、発行額制限等）との一体的な検討が不可欠である。
- 以上を踏まえ、日銀は来年度中に基礎的な概念実証（フェーズ 1）を完了させるとともに、2022 年度中までには、発展的な概念実証（フェーズ 2）を行う。そうした実証を踏まえ、制度設計の大枠を決定した上で、民間事業者や消費者が実地に参加するパイロット実験を速やかにスタートし、CBDC 発行の実現可能性と具体的な制度設計について一定の結論を得ることを目指すべきである。その際、日銀は、CBDC の実証実験や制度設計が、米国、欧州などわが国と価値観を共有する国との共同歩調の下で行われるよう、連携を密に維持すべきである。
- なお、こうした検討に当たっては、政府・日銀が一体となって進めることが不可欠である。また、CBDC は、民間も含めた決済エコシステム全体の中で相応しい制度設計が検討されるべきであり、民間事業者のニーズを吸い上げることが大切である。加えて、迅速にパイロット実験に移るためにも、実証実験の状況を民間事業者に定期的に共有することが求められる。そのため、例えば、日銀と財務省・金融庁及び民間事業者からなる連絡協議会を設置するなど、概念実証の実施状況を共有する仕組みを構築すべきである。
- また、CBDC の発行にあたっては、実証実験や制度設計面の検討だけでなく、法制度での対応も求められる。ただし、法改正事項は、制度設計によるところが大きい。ため、上記の制度設計の検討と一体的に行うこととし、CBDC 発行段階において法改正の議論の遅れがボトルネックになることがないように留意すべきである。
- 更に、国際通貨システムの安全性の維持のためには、各国の CBDC がセキュリティや相互運用性、プライバシー等の観点から適切な標準仕様の下で発行されることが望ましい。この点、中国は近年、多大なリソースを投入して I S O（国際標準化機構）や I T U（国際電気通信連合）等による標準策定プロセスに国策的に関与しており、デジタル通貨に関する標準策定への関与動向についても感度高く注視する必要がある。e-CNY は、例えばプライバシー保護等の観点から必ずしも望ましい特

性を有しているとは言えないと考えられるところ、政府・日銀においては、中国の e-CNY の技術仕様等を分析し、同仕様がグローバル標準になることの問題点等の特定に努めるとともに、米欧などわが国と価値観を共有する国と連携し、わが国が主導する形で戦略的に国際 CBDC の技術標準策定を目指すべきである。

(6) 新国際秩序創造戦略本部中間とりまとめに関する検討結果

令和2年 12月 3日
自由民主党 政務調査会
情報通信戦略調査会

I. 情報通信インフラの整備について

(1) 総論

Society 5.0と言われる、デジタルと現実が融合していく社会において、情報通信インフラは我が国の国民生活の存立・国家機能の継続と今後の社会経済の発展の基盤である。特に、今般の新型コロナウイルス感染症対策を契機として、テレワークや遠隔教育など、通信量の激増に対応する情報通信インフラの重要性が改めて明らかになった。

そのため、安全・信頼性を確保した5G、光ファイバ等の情報通信インフラの全国的整備を可能な限り早急に進め、デジタル社会の恩恵を誰もが享受できるようにする必要がある。

5Gについては、国内では世界最高水準の面的カバーを実現する見通しであり、世界的にも市場が本格的に形成されることとなる。他方、現状では基地局設備は海外ベンダー4社が9割近くの売上高シェアを占める一方で、我が国大手ベンダー2社はともに1%に満たないなど、諸外国の後塵を拝していると言わざるを得ない。このため、無線網のオープン化・仮想化技術や我が国が先行して導入を進めているローカル5G等、質の高さや多様なニーズへの柔軟性といった我が国企業の強みを生かした形での海外展開を積極的に後押ししていくべきである。このような海外展開は、諸外国が我が国の関連制度や技術を取り入れることで我が国企業の優位性が一層高められるため、その観点からも積極的に行うべきである。

また、2030年頃には5Gの次の移動通信システムとして6Gが社会の基盤となることが期待されている。諸外国において6Gの実現に向けた研究開発プログラムが立ち上がりつつある中、我が国においては諸外国を上回る集中的な研究開発投資を現段階からいち早く進めるとともに、産学官が一体となって戦略的な知財取得や標準化活動を推進すべきである。

さらに、我が国と外国をつなぐ光海底ケーブルは、世界との情報流通の基盤であり、我が国の経済安全保障上の観点からも極めて重要なものである。とりわけ、我が国のインド太平洋地域をつなぐ情報通信網のハブとしての機能を維持・強化する観点からも、米国をはじめとする有志国と経済安全保障上の懸念をいち早く把握・共有していくことが重要である。

(2) 具体的対応策

① 世界最高水準の情報インフラの整備・増強

(ア) トラヒックの急増に対応するため、安全・信頼性を確保した世界最高水準の5Gネットワークについて、5G投資を促進するための税制支援措置や基地局整備支援のための補助金を活用して、全国展開の前倒しを図り、世界に先駆けた整備を実現すべきである。

(イ) また、個別のニーズに対応するため、ローカル5Gについても、開発実証の実施や、税制支援措置の活用などにより普及を図るべきである。

(ウ) 光ファイバ網は、5Gネットワーク整備の前提となるものでもあり、地域のニーズを踏まえつつ、離島への光海底ケーブル等の整備も含め、全国的整備の前倒しを図るべきである。

(エ) インターネットのトラヒックの流通の効率化を進め、混雑緩和や都市部での大規模災害

発生時の通信途絶リスクの回避を図るべきである。

- (オ) 上記のほか、5G や光ファイバの整備・維持のためには、5G 基地局整備に自治体も含め官民一体となって取り組むなど、制度的な措置も含め、あらゆる手段を活用すべきである。
- (カ) 戦略的に重要な基幹インフラである海底ケーブルについては、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能の維持・強化の観点から、官民が一体となり、有志国との連携をはじめとして戦略的に取り組むべきである。また、衛星通信についても、必要な周波数の確保等の制度的な措置を始めとした取組を進めるべきである。これらの重要な基幹インフラに関して、サイバー・リアルの両面からのセキュリティの確保に関する取組を進めていくべきである。
- (キ) 「情報通信インフラの整備」及び「サイバーセキュリティの強化」を強力に推進するため、電波利用料を含む財政面の措置を講じていくことが必要である。

② 5G ネットワークにおける国内ベンダーによる海外展開

○ 海外における我が国 5G 技術の積極展開の支援

- (ア) 我が国の 5G 技術の国際展開を図り、デファクトスタンダード化を含む国際標準化や我が国技術・企業の国際的優位性を確保すべく、海外での実証実験、デモンストレーション等の実施を進め、我が国の 5G 技術のプレゼンスを積極的に示すべきである。
- (イ) また、我が国企業が参画する海外の 5G システムの構築に際し、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）や株式会社国際協力銀行（JBIC）等の公的機関や国際金融機関等による資金供給を積極的に行うべきである。

○ 官民連携体制等の整備

- (ウ) 5G を含めた海外展開を日本企業、関係省庁、関係機関等が連携して推進する官民協議会を立ち上げ、我が国企業のニーズや 5G 等の諸外国における動向等を的確に吸い上げて行くべきである。また、総務省においても我が国企業の海外展開を戦略的に推進するための体制整備を進めるべきである。

○ 諸外国との連携の強化

- (エ) 米国の新政権を見据え、我が国外交の基軸となる日米間で米国との 5G 政策面・技術面での連携を進めるとともに、日米協力による第三国での 5G 展開を支援する等の取組を進めるべきである。また、米欧等の有志国との間で 5G 展開に係る事業展開のための連携体制を構築し、我が国企業の海外展開を推進すべきである。
- (オ) さらに、今後 5G 商業サービス開始が見込まれる ASEAN、インド、中南米等での我が国企業の事業展開を見据え、これらの国々との連携を進めるべきである。

③ 6G の研究開発への集中投資による世界初の製品化と国際標準の形成

○ 6G の研究開発への集中投資

- (ア) グローバルな研究開発競争が始まろうとしている 6G の主導権を日本が握るべく、情報通信研究機構（NICT）に研究開発基金を創設し、競争的資金制度の導入・強化を図るとともに、共用テストベッド等を整備し、官民一体となった集中的な研究開発を強力に進めるべきである。

○ 国際標準の形成

- (イ) 欧米の研究機関との共同研究開発や知財・標準化拠点機能の整備・活用により、戦略的

な国際標準化・知財活動を促進するべきである。

○ 6G の推進体制の構築

- (ウ) 我が国の産学官の連携の下で積極的に 6G の研究開発・標準化を推進するため、コンソーシアムを速やかに設立するとともに、これを我が国の取組状況を国際的に発信する場として活用を進めるべきである。

II. サイバーセキュリティの強化について

(1) 総論

I. (1) に示すとおり、情報通信インフラは、我が国の国民生活の存立・国家機能の継続と今後の社会経済の発展にとっての基盤である。そして、それを通じて提供される ICT サービスは、日常生活や経済・社会活動のあらゆる場面において重要な役割を担っている。

一方、米中の対立を背景とするデカップリングの流れも加速する中、サイバー攻撃等の被害が、経済面にとどまらず、安全保障上の脅威につながる懸念も高まりつつある。

このため、サイバーセキュリティを確保する取組を強化することで、今後とも、ユーザが安心して利用でき、より安全で、信頼の置けるサイバー空間の実現が重要となっている。

このような情勢を踏まえつつ、本調査会では、情報通信分野におけるサプライチェーン・リスク対策を含むサイバーセキュリティ対策の在り方等について、「サプライチェーン・リスクに関するワーキングチーム」を設置して検討を行い、令和 2 年 6 月、政府に対し「サプライチェーン・リスクに関するワーキングチーム提言」を申入れている。今般、我が国のサイバーセキュリティの強化について、新しい国際秩序創造の基盤となる戦略を策定する観点から検討するにあたって、これまで本調査会が議論を積み重ねてきた中で有するに至った現状に係る課題の認識や対応の方向性に基づくことが適当である。これについて次のとおり示す。

より安心、安全で信頼できるサイバー空間の実現のため、デジタル製品（機器やシステム）の開発・製造・設置・保守・管理・廃棄等の過程で、情報の窃取・破壊や情報システムの停止等の悪意ある機能が組み込まれる「サプライチェーン・リスク」への対策を適切に講じることが、重要である。

次に、サイバー攻撃等の巧妙化・複雑化に対応して、インシデント発生時等の情報漏えいや改ざん等の被害を最小限とし、被害の拡大を防止するため、サイバーセキュリティ関連情報の活用の円滑化を図り、また、情報の共有・被害の公開を促進する環境整備も重要である。

目まぐるしく変化する国際情勢の中で、我が国において自律的にサイバーセキュリティの強化を図り、国全体としてサイバーセキュリティの向上を図ることがますます重要となる中、我が国の産学官が連携してサイバーセキュリティの能力を高めることが必要となる。

また、こうした対策について、経済安全保障上の観点も踏まえつつ、政府全体において強力に、かつ、分野横断的に推進していくための政府側の体制強化が必要である。

さらに、インターネット上のフェイクニュースや偽情報への対策については、昨年 11 月、本調査会が、政府に対し申入れ（「インターネット上のフェイクニュースや偽情報への対策に関する申入れ（令和元年 11 月 26 日自由民主党情報通信戦略調査会）」）を行った。政府は実態を十分に把握し、この申入れを踏まえた取組を進めていくべきである。

(2) 具体的対応策

① サプライチェーン・リスク対策等の充実・強化

- (ア) 現在、総務省及び内閣官房をはじめとする関係省庁が、サプライチェーン・リスク対策を推進しているところ、引き続きこれらの取組を着実且つ迅速に推進すべきである。
- (イ) 加えて、我が国の国民生活や社会経済活動に大きな影響のある重要なインフラや情報を保護するため、脆弱性を把握し、信頼のおけない機器やシステムへの依存を避けるよう、サプライチェーン・リスク対策を確立することが重要である。具体的な検討を行う際には、分野ごとに個別に検討するのではなく、政府調達や5Gにおける対策の経験と成果を踏まえ、内閣官房を中心に関係省庁が連携して、分野横断で横串を通した取組を推進すべきである。

② サイバーセキュリティ関連情報の取扱いの明確化・アカウントビリティの確保

- ・ 政府においては、電気通信事業者が、我が国を対象とするサイバー攻撃等に効果的に対処し、ユーザ等の情報の漏洩や改竄、破壊等の被害を最小限にとどめられるよう、サイバーセキュリティ関連情報を円滑に活用できるようにする観点から、また、サイバー攻撃に対して事業者が協力して対処できるよう、事業者間での攻撃元や脆弱性に係る情報の共有をしたり、被害を受けた事業者等が適切な形で公開できるようにする観点から、サイバー攻撃に対して、より迅速かつ適切な対処を可能とするためのサイバーセキュリティ関連情報の取扱いの明確化に向けた検討や取組を強化すべきである。

③ サイバーセキュリティ関連情報の把握・分析、人材育成のための基盤づくり

- ・ 現在、政府では、国家拠点として「統合知的・人材育成基盤」と称する基盤を整備し、情報通信研究機構（NICT）の有するサイバーセキュリティ分野の研究開発・人材育成のリソースを産業界等に開放することにより、サイバーセキュリティ情報を国内で収集・蓄積・分析・提供できる環境を構築するとともに、社会全体のサイバーセキュリティ人材育成を図ることで、我が国のサイバーセキュリティ能力を抜本的に強化すべく取り組んでいるが、我が国のサイバーセキュリティの研究開発力の向上と人材育成を強力に進めることは、戦略的自律性等の観点からも極めて重要であり、政府においては、本取組をさらに加速すべきである。

④ デジタル庁の創設を踏まえた、サイバーセキュリティ対策の推進体制の強化

- ・ 現在、政府では、デジタル庁の創設を始め、政府・地方公共団体のデジタル・トランスフォーメーションを加速させるための議論を進めているが、サイバーセキュリティ対策の推進体制については、サイバーセキュリティの強化を我が国全体で強力かつ分野横断的に推進していく観点から、デジタル庁の創設の議論も踏まえながら、中長期的な体制強化に向けた検討を並行して進めるべきである。

⑤ フェイクニュース・偽情報

- ・ インターネット上のフェイクニュースや偽情報への対策については、本調査会の申入れを踏まえ、令和2年2月、総務省が「プラットフォームサービスに関する研究会」において報告書を取りまとめている。
- ・ その後、同報告書を踏まえ、6月に設立された民間フォーラムにおける、偽情報対策に関し、産学官民で連携し、実態の正確な把握と対応を多面的に検討する取組も注視しつつ、インターネット利用者の安心・安全な利用の確保を図るべきである。

(7) 宇宙開発に向けたとりまとめ

～新国際秩序創造戦略本部の提言に向けて～

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
宇宙・海洋開発特別委員会

アルテミス計画への参加を含む政府宇宙基本計画の着実な実行とそのため予算確保を前提として、宇宙分野における脆弱性解消と、戦略的不可欠性並びに戦略的自律性向上のために特に必要な施策を提言する。

1. 宇宙技術開発の加速と宇宙産業の裾野の拡大

- 小型衛星コンステレーションも含めた国産衛星の開発加速及び国による支援のあり方
 - ▶ 宇宙産業エコシステム構築により、宇宙産業全体の裾野拡大による経済成長と政府調達コストの合理化を図ることで、技術開発予算の更なる拡充を図ること。
 - ▶ 宇宙分野における戦略的不可欠性及び戦略的自律性の向上のため、安全保障をはじめ重要ニーズに対応する衛星の開発や衛星データの供給において国産技術の活用を推進すること。
 - ▶ スタートアップに関しては、政府、JAXA 等によるアンカーテナンシーの確保、利用産業拡大のためのマッチング機能の拡充、異業種参入による革新的技術開発の支援、また、例えば米国 Defense Innovation Unit や Space Enterprise Consortium のような組織、または Other Transaction Authority のような仕組みを参考に、社会実装の支援体制を確立すること。
 - ▶ 衛星開発のみならず、衛星利用技術も含めたわが国の戦略的自律性を確保するための府省連携による衛星開発の仕組みである「衛星開発・実証プラットフォーム」の早期確立と拡充を図ること。
 - ▶ デブリ除去サービスを含め、拡大する軌道上サービス（OOS）市場に必要な技術開発の加速と支援強化を図ること。
 - ▶ 標準化を含め宇宙分野における国際ルールの先導的創造を積極的に図ること。
- 宇宙市場の創造と拡大
 - ▶ グローバル／ローカルマーケット創造と拡大を睨んだマーケットイン志向の宇宙開発体制の構築を図ること。
 - ▶ 課題解決に向け宇宙分野を含めたパッケージ輸出の体制構築を図ること。
 - ▶ ESG投資などを念頭に、宇宙利用による社会課題解決をマネタイズする仕組みの構築を目指すこと。
- サプライチェーンリスクと戦略的自律性／不可欠性
 - ▶ 重要技術とサプライチェーンの再点検及びチョークポイントの洗い出しと解消を図ること。
 - ▶ チョークポイントへのマネタイズを含めたイノベーション創出支援策を講じること。

- 技術流出防止や研究開発権利保護及び人材確保、同盟国等との連携強化等、経済安全保障上必要な措置を講じること。
- わが国宇宙分野の基幹となるH3 ロケットや準天頂衛星システム等の開発を着実に進めるとともに、衛星デジタル化を積極的に推進すること。
- 安全保障上の対処力と抑止力の向上
 - 安全保障上の宇宙依存度が極めて高いことから、宇宙の機能保証を早期に確立すること。
 - 周辺国の技術力向上による安全保障環境の劣化に対して、対処力と抑止力を向上させるために、将来宇宙技術の先行研究開発に注力すること。特に小型衛星コンステレーション等、分野によっては民間との相互利用も視野に入れること。
- 経済活動を支える宇宙システムの更なる整備
 - 通信) 光海底ケーブル等の地上システムの脆弱性を考慮しつつ、これら地上システムとテラヘルツ・光を利用した高速大容量衛星通信システムとのバランスのとれた、持続的で強靱な通信システムの構築を図ること。また、セキュリティ対策として必須となる量子暗号衛星通信の実用化を図ること。
 - 測位・時刻) 金融取引、携帯通信や無人運転、ドローン運用に必須となる正確な時刻/測位情報を提供する準天頂衛星システムの自律化早期実現と抗たん性向上を図ること。
 - 観測) 衛星情報を利用した経済活動に関する情報収集の充実と、シーレーンや北極海航路を中心とした宇宙利用海洋監視体制の整備を促進すること。また、2050年カーボンニュートラルに向け、衛星データのさらなる活用を図ること。
- 将来の宇宙開発に必要な技術開発（建設・掘削、水分解、通信等）
 - アルテミス計画も念頭に、将来必要となる建設・掘削、水分解等によるエネルギー供給、エネルギー伝送、通信、食料などの分野に進出を試みる民間事業者を後押しするとともに、政府主導の開発も検討すること。

2. 国産宇宙状況監視プラットフォームの構築及び管理・運用体制の整備

- 宇宙活動の持続的維持に必須となる宇宙状況監視体制の構築を図ること。
- インド太平洋地域のSSA体制を主導し、欧米との連携を図ること。
- サブオービタル飛行を含め、宇宙交通管制(STM)に関しても国際ルール作りを主導すること。

3. 宇宙空間の取得資源に権利を認める法整備

- 宇宙資源開発を目指す民間事業者に所有権を付与するための法整備を積極的に進め、日本の宇宙産業振興を図るとともに、国際的ルール作りを主導すること。
- 宇宙資源開発に関する世界の投資を呼び込み、宇宙産業の裾野拡大を図ること。

4. 自由で開かれたインド太平洋構想関係諸国との宇宙協力の推進

- 欧米と並ぶ宇宙第三極の構築を目指し、衛星開発から打上げと利用まで全ての過程でのインド太平洋諸国との宇宙協力関係を構築すること。
- 地域共通の課題把握に努め、宇宙利用による課題解決を図るため、関係国の実施能力や人材、技術力の向上に努めるとともに、地域国際ルールの先導的創造を図ること。
- その際、わが国が有する SSA 体制、衛星データの利活用、測位衛星活用システム等を積極活用し、強力な宇宙協力体制を構築することで、課題解決を図ること。また、APRSAF(アジア・太平洋地域宇宙機関会議)の枠組みや、大学など教育レベルにおいて構築した人脈も積極的に活用すること。

(8) リアルデータの利活用推進について

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
知的財産戦略調査会

1 現状認識

新型コロナウイルス感染症の拡大は Dx の価値を顕在化させるとともに、わが国のデータ利活用の遅れも露呈し、データ利活用推進は喫緊の課題となっている。世界は「データ駆動型社会」へと進み、データの活用はバーチャルデータだけでなくリアルデータにも広がりを見せている。バーチャルデータについては GAF A 等の海外勢が先んじて囲い込みが進む中、欧州においてはリアルデータの利活用に向けた議論が進められている。2020 年 2 月に公表された「欧州データ戦略」では、欧州共通データ空間の推進を強化していく方向性が示されている。また、2020 年 11 月には「欧州データガバナンス法案」が公表され、民間データ共有サービス提供者が遵守すべき中立性や公平性や、データ利他主義によるデータ利用の在り方等が盛り込まれている。

こうした中、わが国でも、リアルデータの利活用を加速することが急務である。実際、リアルデータの先進的な利活用が進んでいる分野や企業も見られつつある。例えば、建設現場においては、測量、施工計画、施工、検査の各プロセスについて関与する土地、人、機械をデータ化して最適化するだけでなく、全プロセスをデータでつないで全体最適化をはかるべく、データプラットフォームを構築してデータを様々なソリューションプロバイダに開放する取り組みが始まっている。

こうしたリアルデータの利活用は、企業や業種を超えた横断的なデータ共有を進めることで、さらにその強みを生かすことができる。そのためのデータプラットフォームの構築やデータ取引市場の整備を進めることが必要である。実際、わが国でも、データ提供者とデータ利用者とを中立の第三者が仲介するデータ取引市場の運営も始まっている。

本調査会でも、わが国の強みである豊富で質の高いリアルデータの利活用によって競争優位を確立する戦略が求められているとの認識から、今年 5 月に「産業データ利活用推進法」を制定することを提言した。その後、政府でも、デジタル社会の構築を最重要課題として取り上げ、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に発足したデータ戦略タスクフォースにおいて、データ取扱いルールを含めた検討が始まっている。

そこで、本調査会では、政府から検討状況について報告を受けるとともに、有識者からのヒアリングを行い、リアルデータ利活用の現状把握を行い、リアルデータの利活用促進のためのルールの在り方について方向性を検討した。

2 データ取扱いルールの検討

企業や業種を超えた横断的なリアルデータの共有を進め、その円滑な流通を促すためには、データ流通の阻害要因を取り除くことが必要である。例えば、一旦データが提供されると、データ生成に関与する多数の者の利害・関心に適切に対応できないという不安や、そのデータに対するコントロールができなくなるという不安が、データ提供を躊躇させ、データ流通が進まないという指摘も存在する。

また、プラットフォームを介したデータの利活用においてプラットフォーマー自身がデータを用いたサービスを提供する場合、プラットフォーマーとユーザとの交渉力の不均衡からデータがプラットフォーマーに囲い込まれ、自由な流通の阻害要因となったり、プラットフォーマーにロックインされる懸念もある。このような懸念に対して欧州では、「B to B データ共有の原則」の中で、「最小限のデータロックイン」を重要事項のひとつとしてかかげている。

今後、データプラットフォームの構築やデータ取引市場の整備を促していくには、こうしたデータ流通の阻害要因を払拭するためのルール整備が必要である。例えば、データ提供者がデータの取扱いに関与できるような仕組みをプラットフォーム事業者や取引市場運営者に整備させ、データ提供者の不安感を払拭することが考えられる。

なお、政府が年内に1次とりまとめを予定しているデータ戦略においては、重点的に取り組むべき分野毎のデータ利活用・流通プラットフォームとこれらの分野を横断的にデータ連携できるサービスを提供するための分野間横断プラットフォームの整備が検討されている。その際、分野横断の共通ルールとして、データの取扱いに係る契約ひな形、パーソナルデータの取扱いについても検討することとされており、分野ごとのプラットフォームに関しても、同様のルールの検討が必要との議論がなされている。こうした議論の加速化を期待する。

また、公益に資するデータの利活用に対する世の中の意識を変えるため、データを公共的に利活用して多くの国民が便益を心から感じ取れる具体的なサービス・プラットフォームの実例を創り出すべきである。そのためには、データ提供の不安を払拭するために、データの利活用目的の明確化、目的達成に必要なデータの仕様、データの管理者の資格要件、アクセスできる関係者の限定、データの管理及び保存期間等のガバナンス・ルールを定める等、公益に資するデータのオープン化を推進する方針を打ち出すことも考えられる。

こうしたルールを具体的にどのような形態で整備するかについても、様々な方策が考えられる。ハードローによってデータ取引のルールを整備する方策も考えられる一方、いわゆる官民共同規制などのソフトローによるルール整備を促す方策も考えられる。例えば、取引市場やプラットフォーマーがデータの利用規約（約定）で規定すべき項目をデータ取引市場の運用ルールとして定め、契約を標準化することで取引の透明性・安定性を確保することも考えられる（なお、契約は当事者間のみでしか有効でないことから、幅広い主体によるデータ利活用の推進の観点からは限界があることにも留意すべき）。

データをめぐる国際関係の観点からは、わが国がG20で提唱した「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の推進方法を具体化していく必要がある。その際、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々との間から連携を図っていく視点も重要である。いずれにしても、既述の通り、欧州では産業データの利活用推進の観点から、2020年11月に「データガバナンス法（案）」が公表されたところであり、2021年には分野横断のデータ共有を推進するためのデータ法の制定が予定されている。わが国は、GAFAを始めとする民間企業がデファクト・スタンダードを形成する米国とは異なり、欧州と同様、ルールを制定することを通じたアプローチを採ることが望ましいと考えられる。

しかし、個人データの保護等の分野で世界に先駆けて GDPR が制定されたことにより、欧州に進出する企業等はそれに従わざるを得ない状況の中、産業データの利活用推進の分野でも欧州に先に法律を制定されれば、同様の局面が出てくることも予想される（但し、わが国においても不正競争防止法において限定提供データの概念が規定されていることにも留意する必要）。

産業データの利活用に関する国際ルールの形成を主導し、わが国の企業の利益、ひいては国益を追求する観点からは、欧州に先駆けて、わが国としての実効性あるルールの整備を行うことが必須である。政府に対しては、こうした視点をデータ戦略に盛り込むと共に、どのような形態で整備するかを含め、迅速な検討を求める。

(9) サプライチェーンの多元化・強靱化

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
経済成長戦略本部

新型コロナウイルスの感染拡大は、わが国のサプライチェーンについて、海外における生産拠点の集中度が高い製品等の供給途絶など、その脆弱性を顕在化させた。持続可能な供給体制を構築し、国内外でサプライチェーンの強靱性を強化する必要性が浮き彫りにされたと言え、生産拠点の集中度が高い製品や国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、国内拠点整備や海外生産拠点の多元化を図ることが求められている。

この観点から、引き続きサプライチェーン対策のための強力な支援を行う必要があるが、例えば、補助金の要件を見直すなどによって、サプライチェーンの途絶による影響の大きい重要な製品・部素材や国民の健康な生活にとって重要な物資について、国内増産等に寄与する設備投資や、海外生産拠点の多元化に資する設備投資に対して、より焦点を絞った支援を行うべきではないか。

さらに、サプライチェーン強靱化や生産性向上に資する観点から、民間部門の業務の見直しが不可欠であり、部品等の共通化・標準化や、業務の標準化・効率化、部品等の購入先の分散化・複線化を進めることが求められる。また、空港や港湾へのアクセス道路の整備や、国際コンテナ戦略港湾の機能強化等も併せて進めていくことが求められている。

加えて、経済安全保障の観点も踏まえつつ、「自由で開かれたインド太平洋」構想を推進し、基本的価値を共有する国々とサプライチェーン強靱化の在り方について、具体的な取組を進めていく必要がある。

(10) わが国の技術優越の確保・維持

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
新国際秩序創造戦略本部

(1) 技術の特定・保全・育成

- わが国の有する技術の強み、弱み等を適切に把握した上で、まずは適切な保全と戦略的な育成をすべき分野を速やかに指定した上で、具体的な重要技術の特定を進めるべきである。その際、国民生活と安全保障の両方に変化をもたらし得る技術を中心に検討することが重要。諸外国の取組も参考にしつつ、今後、官民で連携し、政府による適切な技術の特定を実現するため、会議体や調査体制の構築・プロセスなどの仕組みを検討するべきである。
- 上記の重要技術特定取組を踏まえ、このうち機微な技術に関して以下の取組を早急に講じるべきである。
 - 政府資金が投入されている研究開発成果については、政府機関（資金配分機関）がその公開の在り方について、事業の特性や技術的見地を含め実効性を持って政府横断的に判断できる枠組みを構築すべきである。
 - 研究開発成果のうち特許に関する取扱いについては、他の媒体を通じた技術流出への対処方策との整合性・バランスや各国の特許制度の在り方も念頭に置いた上で、イノベーションの促進と技術流出防止の観点との両立が図られるよう、特許出願公開や特許公表に関して、制度面も含めた検討を進めるべきである。
 - 適切な保全とともに戦略的な育成が必要な技術については、重点的に予算、人材等の資源を配分するべきである。
 - 科学技術・産業競争力を最先端レベルで維持するためには、国外の研究機関・企業等との連携強化が不可欠である。
 - わが国の技術優越を維持・向上するとともに、国際共同研究を円滑に推進する観点も踏まえ、機微技術情報に関し、各国と同等の高い情報保全措置を講じるべく、資格付与の在り方といった制度面の対応も含めた検討を進めるべきである。

(2) 外国からの資金受入れのあり方

- 研究コミュニティ自らが、外国からの不当な影響による懸念を認識した上で、研究の健全性・公正性（「研究インテグリティ」）を確保するための基本的な考え方を整理することが重要である。現在、内閣府において「研究インテグリティに関する検討会」が設置され検討がなされているところであり、この取組に大いに期待する。
- 政府としては、研究コミュニティからの意見も踏まえつつ、外国資金を含む外部資金の受入状況等について、研究資金申請時に情報開示を求めるべきであり、具体的な制度設計に向けた検討を早急に行うべきである。

(3) 留学生・外国人研究者等の受入れのあり方

- 大学・研究機関・企業等における機微な技術情報へのアクセス管理や管理部門の充実など内部管理体制が一層強化されるよう、産学官による取組をより一層推進すべきである。
- 在留資格認定証明書やビザの申請プロセスのデジタル化及び体制整備を早急に進め、関係省庁が連携して、より効果的・効率的な審査を行うべき。その際、経歴等の申請事項を充実させるなどして、審査を強化すべきである。

(4) 安全保障貿易管理のあり方

- わが国はこれまで国際輸出管理レジームに忠実に準拠し輸出管理を実施してきたが、現下の国際情勢の変化及び技術的進歩に対し、国際輸出管理レジームはその機能を十分に果たせていない可能性がある。他方、単一国による独自規制では技術の迂回流出を防ぐことはできず、実効性を欠く上、輸出管理の域外適用は第三国企業のビジネスの予見可能性を著しく毀損する。
- これまでも国際秩序やグローバル経済の構造、技術の進展等を背景に国際的な輸出管理の枠組みは変化してきた。引き続き、国際輸出管理レジームの果たす役割は大きいが、新たな国際環境に機動的に対応し、ビジネスの安定性と各国企業の公平な競争環境を確保できる安全保障貿易管理の枠組みが求められる。このため、わが国のイニシアティブにより、価値観を共有する同志国間の連携強化を図り、国際レジームを補完する形での新たな対応の検討を推進すべきである。

(11) イノベーション力の向上に向けたとりまとめ ～新国際秩序創造戦略本部の提言に向けて～

令和 2 年 12 月 3 日
自由民主党 政務調査会
科学技術・イノベーション戦略調査会

1. アカデミアと政治・行政との新たな関係の構築

感染症や気候変動など、複雑多様化する地球規模の社会課題は、各国の思惑も加わり国際秩序に大きな影響を与えている。大変革の時代において、日本がこうした社会課題の解決とともに新たな国際秩序を先導するためには、政治・行政とアカデミアが協働して対処する、いわゆるトランス・サイエンスが重要になっている。しかし、現状においてはアカデミアから政治・行政への助言の仕組みが十分とは言えず、新型コロナの対処等で問題が顕在化している。

- 国家ガバナンス上の正統性を担保する政治と正当性を担保するアカデミアの合理的関係構築に向け、以下の視点で、わが国の既存アカデミーの機能検証を行うとともに、根本的な構造問題の解決へ向け、最適な組織の在り方、財政基盤の在り方等について、透明性、客観性のある検討が必要と考える。
 - 学术界全体から支持されているか。
 - 新たな技術や社会が求める課題にスピード感をもって対応できる柔軟性を有するか。
 - 政治や行政と課題や制約を共有し、政策のためのアカデミアとして機能しているか。
 - 政治や行政からの独立性が正しく定義され、合理的連携が図られているか。
 - 世界のアカデミアと連携して、グローバルな課題に対応できているか。
- 政治・行政とアカデミアの相互リテラシー確保等のため、諸外国の事例を参考にしつつ、以下について検討を進めるべき。
 - ペアリングやフェロウシップ制度の導入すること。
 - エビデンスベースの政策立案と意思決定に資するシンクタンク機能を強化すること。

2. 先端半導体イノベーション立国

半導体は、5G・ビッグデータ・AI・IoT・DX等のデジタル社会を支える重要基盤であり、安全保障にも直結する戦略技術である。米中は技術覇権対立を背景に、国家戦略として先端半導体の国産化や輸出管理を強化しており、台湾、韓国、欧州等も、自国技術第一の政策へと転換させつつある。こうした中で、わが国も、経済安全保障への対応、デジタル革命や低消費電力化の推進を図るため、以下のようなわが国半導体産業の強靱化に向けた国内外一体の各種対策を講じるべき。

- わが国の「戦略的不可欠性」の獲得に向けた先端技術の把握、有志国連携による機微技術管理の枠組み構築や産業政策の協調等の国際戦略を推進すること。
- わが国が強みを持つ半導体製造装置・素材の技術を磨き上げ、世界の半導体エコシステムの「戦略的不可欠性」を確保していくため、海外の先端半導体ファウンドリとの

共同開発に必要な予算措置を早急に行うこと。その上で、本格的な量産工場を国内に立地すべく、金融、税制、制度等の強力なインセンティブ措置を講ずること。

- 5G通信インフラや自動走行等のデジタル投資の拡大と、それを支える先端ロジック半導体等の設計技術開発、海外市場開拓に取り組むこと。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ・低消費電力のパワー半導体革新素材(SiC・GaN・Ga₂O₃)や光エレクトロニクス・デバイス等の次世代技術開発や実装・導入を加速すること。
- 国内に引き続き基盤を有するメモリ、センサ、パワー等半導体の国際競争力強化に向け、各種支援措置を総動員し、国際連携を含む事業拡大・再編や先端技術開発の促進、サプライチェーンの国内回帰を支援すること。

3. AI、量子技術等の早期実装化への課題と対策

AI、量子技術などの主要分野においては、以下の各種対策を含め、戦略的かつ集中的なリソース投下によってわが国のイノベーション力向上と技術優越の確保・維持を全力で図るべきである。

その上で、経済安全保障上の重要性に鑑み、各分野において、早期実装化に向けたマネタイズやサプライチェーンを含めたグローバル市場創造の在り方、重要技術の特定、人材確保の在り方や技術流出防止に向けた取り組み、研究成果の取り扱い、など必要な措置を早急に講じた上で、必要に応じて既に示されている各分野の技術戦略の改訂も検討すべきである。

- AI) コロナ禍を契機とした新生活様式の確立も視野に、戦略目標の実現に向け、人材育成、研究開発、社会実装等の各取組を着実に実施するとともに、AI戦略実行会議における戦略のフォローアップや必要に応じた見直しを行うべきである。
- 量子技術) イノベーション加速のため、研究開発ファンディングの強化と、人材育成施策を実施すべき。また、国内外から人材や投資を結集させるべく、価値観を共有する国々との連携や、量子技術拠点の形成を進めるべき。さらに、量子技術の先行的導入・活用を促進する環境整備や産学官による協業の場を形成すべきである。
- 環境) 2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、水素、蓄電池などの重要分野について実行計画を年末目途に取りまとめ、戦略に掲げる技術について実用化を見据えた技術開発を加速させるとともに、エネルギー基本計画などの見直し動向も踏まえて、必要に応じた戦略の見直しを行うべきである。
- バイオ) 新型コロナウイルス感染症対策に係る研究開発等を推進すべき。また、バイオコミュニティの形成に向けたネットワーク活動の支援及び関係府省の関連事業による政策誘導、市場獲得に向けたデータ連携に係るガイドラインの整備並びに経済情勢の変化等を勘案したロードマップに基づく取組を推進するべきである。
- マテリアル) わが国の科学技術・イノベーションを支える基盤技術であり、日本が強みを有する重要分野である。近年、国際競争が熾烈となっていることから、今年度末までに、「マテリアル革新力」を強化するための政府戦略を策定し、産学官一体となった取組を推進するべきである。

(12) 安全保障と土地法制に関する特命委員会 提言

令和2年12月10日
自由民主党
政務調査会

1. 検討の背景

経済のグローバル化に伴い増加している外国からわが国への直接投資については、経済の活性化、持続的な成長に資するものとして、基本的に歓迎すべきものである。

その一方で、拡大する外国人・外国法人によるわが国の土地取得においては、取得主体の素性や取得に至る経緯、目的が明らかでないケースも見られている。とりわけ、水源地や防衛施設あるいは国境離島などでの土地取得などの事例を通じて、近隣住民はもとより国民の不安は増大し、安全保障上の観点を重視する国民の問題意識も高まってきている。

他方で、そうした土地取得の実態を国が的確に把握するとともに、仮に、国民の生命、身体や財産を脅かすような土地の取得・利用の懸念が明らかになった場合において、確実に対処するための制度的な枠組みが現時点においては存在しておらず、国民の不安に拍車を掛けている。

2. 検討の経緯

安全保障と土地法制に関する特命委員会は、こうした問題に対する総合的かつ包括的な処方せんを構想・実現することを目的として、2013年10月に設置された。その後、特命委員会では、国土全般にわたる所有等の情報収集のあり方を起点として、国民の関心が高い防衛施設周辺における土地の実態調査や、外国政府による土地取得の取扱いを中心に、順次、検討が行われた。

特命委員会における議論と並行して、政府でも、同年12月には、「国家安全保障戦略」（12月17日）においても、「国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」ことが決定された。

特命委員会は、そうした政府の取組と連携しながら、各方面のヒアリングとともに、外国人等による土地取得が問題視されていた対馬や奄美大島に現地視察を行い、以下のとおり、3つの議法案のとりまとめに向けた検討・取組を着実に推進してきた。

①国土の適切な利用及び管理を確保するための土地所有等情報の収集等に関する検討

外国人等による土地取得への懸念、日本国内における土地の所有・利用状況が十分に把握できていないことに起因すると考えられる。この課題に対し、特命委員会では、土地は所有者のものである一方で、国家の三要素の一つである領土として、国の主権と不可分に結びつくものであるとの大前提に立ち、国土全域において、所有者又は使用权を有する者及び利用目的に関する情報などの土地所有等情報の把握及び国民に対する公開を十分なものとするため、現行法制度を横断的に俯瞰し、既存の諸制度の活用や各省の更なる取組を促す「総合的推進法」を構想し、2018年、最終的な案をとりまとめた。

その中では、わが国の国土の適切な管理等の観点から、土地の所有及び利用の状況を明らかにすることを目指し、土地所有等情報の円滑な収集及び開示についての基本理念及び地籍調査の推進、固定資産台帳等の活用の促進、不動産登記制度改革、土地所有又は使用の目的が明らかでない土地の調査などの重点分野等を示した。

②防衛施設周辺区域における土地等調査に関する検討

国土の中でも、安全保障機能を担う防衛施設の周辺区域は、特に重要である。防衛施設がその機能を万全に発揮するためには、機能発揮を阻害する行為を防止する観点から、あらかじめそれらの周辺区域の土地保有・利用状況を把握しておくことが不可欠である。

こうした中、2013年、防衛省は、防衛施設の隣接地の取得・利用状況に係る調査を開始したが、特別な法的根拠に依らない調査であったため、調査手段は一般人も閲覧可能な土地登記簿の確認に止まり、利用の実態など、十分な情報を収集できないなどの課題が明らかになった。

特命委員会では、こうした課題を踏まえ、2014年、防衛施設周辺区域の土地等の権利関係及び利用実態を把握するため、一定の区域について調査を行うこと、そして、土地の所有者等に対する資料提出等の要求や立入調査ができること等を内容とする具体策をとりまとめた。

③外国政府機関等が不動産を取得する場合における取引情報の公開に関する検討

外国政府が、在外公館や領事館の建設用地として、広大な用地を取得する事案が見られる。純粋に外交活動のみを行う用地としては過大であり、その結果、周辺住民に不安が拡大し、反対運動が生じたケースもある。

特命委員会として、外国政府から外務省に対し、領事館設置の事前協議を行うことの必要性が明確にされていなかった状況を問題視し、同省に対応を要請した結果、外交団向け「回章」において、売買契約締結前の協議が要請されるに至った。

また、特命委員会は、外国政府機関等による不動産取得の透明化に向け、外務省に対し、イ) 近隣住民の理解の取り付け、ロ) 外国政府による外務大臣への報告、及び、ハ) 国民への情報公開を内容とする制度的枠組みの整備を求めた。

3. 政府における検討・取組状況

特命委員会の取組等を受け、政府においては、以下の取組が進展している。

(1) 土地所有等情報の収集などのための取組

①所有者不明土地問題の解決に向けた取組

所有者不明土地等に関する特別委員会において、土地の円滑な利用を可能とする仕組みへの転換を図るための提言がとりまとめられたところ、政府においては、これを踏まえ、土地基本法の改正、地籍調査の推進、不動産登記制度改革について、取組が進められている。

・土地基本法の改正

本年3月には、土地基本法が改正され、土地の適正管理の必要性が明記されるととも

に、所有者の責務が規定された。

・地籍調査の推進

本年3月には、国土調査法等の改正が行われ、所有者が不明な場合等であっても、調査が進められるよう手続きの見直しなどが行われた。また、本年5月には、新たな国土調査事業十箇年計画が策定され、新たな調査手続き等を活用し、地籍調査を円滑かつ迅速に推進していくこととされた。

・不動産登記制度の改革

2018年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法では、登記官が、地方公共団体の要請に基づき、職権で法定相続人等を探索することができる制度が設けられた。その制度を活用しながら、長期相続登記等未了土地の解消に向けた作業が順次進められている（2020年10月時点で、調査筆数；44万3,000筆、長期間相続登記等未了土地である旨の登記付記数；11万2,000筆）。

また、法制審議会では、2019年12月、イ）相続登記や住所変更登記等の申請の義務化、ロ）土地所有権の放棄制度の新設、ハ）共有制度の見直し、ニ）財産管理制度の見直し、ホ）外国居住者の住所証明情報の見直し等に関する中間試案がとりまとめられた。

現在は、法務省を中心に、法案策定に向けた検討が進められている。

②固定資産課税台帳の活用の促進

本年7月の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を踏まえ、不動産登記情報と固定資産課税台帳の情報連携、各種台帳の情報連携のために必要となるデータ項目・表記の在り方等の検討が行われている。

また、令和2年度税制改正では、相続人等に対して、条例で定めるところにより、その氏名、住所等を申告させることができる制度が創設された。

③情報システムに関する連携等

上記②の取組のほか、本年1月には、関係省庁や地方公共団体が登記情報をオンラインで取得できるシステムが整備された。また、不動産登記簿で付番される不動産番号（不動産の特定に資する不動産ごとの一意の番号）の他の土地関連台帳への提供についても、検討が進められている。

④土地所有又は使用の目的が明らかでない土地等の調査

2017年から内閣府総合海洋政策推進事務局が国境離島について、2013年から防衛省が防衛施設周辺の地域について、土地所有の状況に関する調査を実施した。

耕作放棄地に関しては、毎年、農業委員会が所有者等を対象に土地の利用に関する意向調査を行い、その情報を農地台帳に記載することとされている。また、林地に関しては、市町村が経営管理の不十分な森林の所有者を対象に経営管理の意向調査を行い、その情報を林地台帳に反映することとされている。

(2) 防衛施設等の周辺の土地利用・管理等の在り方の検討

「骨太の方針2020」（7月17日）では、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要

の措置を講ずる」ことが閣議決定された。

これを踏まえ、本年 11 月には、「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、どのような土地を情報収集の対象とするのか、どのような情報を収集するのか、どのような場合に政府が土地の管理に関与するのかなど、安全保障の観点から求められる土地利用・管理等に関する制度設計に関し、議論が行われている。

(3) 外国政府による不動産取得

ウィーン条約の定める接受国の権利・義務関係に基づき、外国公館の設置をその具体的住所を含め、日本政府の事前同意にかからしめ、また、公館設置のための外国政府による不動産取得について、日本政府との事前同意にかからしめるべく、外交団向け「回章」によって、政府の方針を通知する方向で検討が重ねられている。

4. 今後の政策対応の方向性

(1) 基本的考え方

憲法第 29 条第 1 項において、「財産権は、これを侵してはならない」とされ、経済活動の自由は堅持されるべき原則であるが、それと同時に、同条第 2 項においては、財産権の内容は、「公共の福祉」に適合することとされている。また、憲法第 12 条においても、憲法が国民に保障する自由及び権利について、国民は濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うこととされている。このため、権利の行使や自由な経済活動は、国民の安全・安心な生活又は経済活動の環境に資するものである必要がある。とりわけ、安全保障上の要請は、公共の福祉の基本的な要素として、最大限尊重されるべきである。

土地は、国民生活及び経済活動の基盤であり、国家を形作る三大要素の一つであることから、とりわけ、そうした要請が大きいものと考えられる。

諸外国では、自国民の生活や経済活動を守る観点から、土地保有や利用に対する管理が強化されてきている一方で、経済活動の自由に重きが置かれるわが国では、これまでのところ、安全保障の観点から土地の取得や利用を公的に管理する仕組みが整備されていない。今後、わが国を巡る安全保障環境が厳しさを増す中にあることは、WTO・GATS 第 14 条の安全保障をはじめとした例外等の考え方も視野に入れて、安全保障と経済の関係をリバランスさせ、国民の安全・安心及びわが国の健全な発展につなげていくことが求められている。

このため、土地に関連する施策を所管する省庁には、まずは、国民の生活及び経済活動の基盤の安全を守ることが不可欠であるとの認識に立ち、安全保障の確保の視点をもって、制度を設計・改善・運用していくことが求められる。

具体的には、関係省庁は、所管の施策を通じて、土地所有や利用の実態を適時かつ的確に収集するための取組を推進すべきである。こうして得られた情報の適切な公開は、国民不安の解消、そして、国民生活及び経済活動の基盤の安全を守ることにつながる。また、特に安全保障上の懸念が大きい土地については、政府が取引へ関与するなど、適切に管理することも求められる。

その際には、WTOルールを始めとする国際約束との整合性を確保し、内外無差別の

原則を前提とすることが必要である。安全保障上の懸念については、その原因行為の主体が、日本人であるか外国人であるか、個人であるか法人であるかにかかわらず、他者を通じて間接的に行われるケースを含め、包括的に対応すべきである。

(2) 「総合的推進法」の制定

こうした基本的考え方に立ち、特命委員会としては、わが国の国土の適切な管理等の観点から、土地所有等情報の円滑な収集及び開示について、①基本理念、②国及び地方公共団体の責務、③重点分野及び各重点分野における基本方針、④関係閣僚会議の設置、等を定める「総合的推進法」の策定に向けた検討を更に進め、速やかに国会に提出し成立を図る。その上で、「総合的推進法」に基づく国土の適切な管理等の実現に向けた工程を明らかにしていく。

また、政府に対しては、「総合的推進法」に沿った一層の取組を督促するとともに、省庁横断的な取組を強力に推進するため、関係閣僚による調整会議の設置を求める。

なお、総合的推進法に定める「重点分野及び各重点分野における基本方針」として想定するものは、現時点では、以下のとおりである。

イ) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する施策の推進

所有者不明土地への対応は、土地保有や利用を巡る国民の不安解消のためにも必要である。このため、関係省庁は、所有者不明土地等に関する特別委員会の提言（2020年6月）や工程表を踏まえ、地籍調査の推進、不動産登記制度改革、長期相続登記等未了土地の解消等に着実に取り組む。その際、地籍調査を着実に進めるために、必要となる予算・人員体制の確保に努める。（法務省、国土交通省）

また、耕作放棄地の所有者等を対象とした土地利用の意向調査や経営管理が不十分な森林の所有者を対象とした経営管理の意向調査について、その調査内容の充実及び統一化を図るとともに、政府において、その結果を統一的に収集・管理した上で、国民に対し、的確な情報開示を行う。（農林水産省）

ロ) 土地関連台帳の充実

安全保障の観点からは、いかなる者が土地を保有しているか等を確実に把握することが必要である。このため、土地の戸籍ともいえる地籍調査を適切に進めるとともに、関係省庁は、不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳等の土地関連台帳について、所有者の国籍や利用実態等を含めた土地所有等情報について、統一的な充実を図る。（総務省、法務省、農林水産省、国土交通省）

ハ) 土地保有等に関する情報連携等及び国民への開示

効率的に情報収集を行うとともに、適時に各種台帳の記載内容を更新していくことが必要である。このため、政府として、各種台帳等に記載される土地所有等情報の標準化・統一化を図った上で、一元的なデータベースを整備することとし、情報システムの相互の連携を確保するための基盤を整備する。

また、関係省庁は、それぞれの制度の目的に即して、収集した情報を適時に開示するほか、政府全体として、広く国民に対し、インターネット等の利用を通じて、迅速かつ

分かりやすく情報提供する。(内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省)

(3) 外国政府が公館等用不動産を購入する場合の手続きの明確化

外国政府機関等による外国公館等用不動産取得の透明化が必要である。このため、外国政府が外国公館等を設置、移転又は拡張する場合において、その用に供する不動産を取得することに先立って、ウィーン条約の定める接受国の権利・義務関係に基づき、当該行為に関する外務大臣への報告を求めた上で、報告事項のうち必要な情報を適切に公表することとし、外交団向け「回章」により、その取扱いを明確化し、確実に周知する。

併せて、この取組の確実な実施のため、当該取組の効果を見極めつつ、法的枠組みの必要性等について検討する。(外務省)

(4) 次期通常国会に向けた喫緊の対応

上記の通り、わが国国土全般に対する取組とともに、政府において、安全保障上とりわけ緊急性が高い防衛施設の周辺等の土地について、対応策の検討が具体的に進められていることを歓迎する。

政府には、以下の点を踏まえ、早期に閣法案をとりまとめ、次期通常国会へ提出することを求める。

- ・ 防衛施設周辺に加え、国境離島や重要インフラの周辺など、安全保障の観点から重要な土地を対象に、国籍を含めた所有者情報の収集・利用実態の調査等を徹底すること。
- ・ 安全保障上の懸念がある場合には、過度な私権制限にならないよう留意しつつ、必要最小限の範囲で、当該土地の利用・取得を管理・制限できる仕組みを創設すること。
- ・ 国境離島については、有人国境離島法において、国による買取りが規定されていることを踏まえた対応とすること。
- ・ これらの業務を一元的にかつ専担で担う「組織」を設け、十分な体制を整備すること。

(以 上)

(13) 新国際秩序創造戦略本部 大規模感染症への対策 論点と対策

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部

次に掲げる項目について、わが国としての経済安全保障上の観点から、取り組むべき課題と対策如何。

①新たな大規模感染症流行時における迅速な治療薬・ワクチンの開発体制の整備に関する論点と対策

- 製薬企業の国への協力体制や共同開発体制、必要な資金拠出方法（国、基金等）の在り方。
 - ・ 今般の新型コロナウイルス感染症に対しては、日本医療研究開発機構（AMED）や厚生労働科学研究費事業等の支援策を活用して、製薬企業、大学等の研究機関が総力を挙げて、既存の治療薬の有効性について、また新たな作用機序の治療薬やワクチンについて、早期実用化を目指して研究開発を進めているところ。
 - ・ こうした事例も踏まえながら、長期的な視点にたって国内における治療薬・ワクチンの研究開発の強化を図っていく。
- 迅速さと安全性・有効性の担保のバランスがとれた審査の在り方（審査期間の特例的短縮）。
 - ・ 特例承認制度や条件付き承認制度、さらには今般の新型コロナウイルス感染症に用いる医薬品等について最優先で審査を行ってきた事例等も踏まえつつ、新たな大規模感染症の流行時においても、安全性、有効性の確保を図りながら、迅速・早期の承認審査を進めるよう努めていく。
- 国内における生産体制や確保の在り方。
 - ・ 大規模感染症の流行時においては、必要な治療薬やワクチンを速やかに製造、流通させることが重要であることから、今般の新型コロナウイルス感染症のワクチンに対する基金を活用した国内生産体制の整備支援等の状況も踏まえつつ、国内の生産体制を強化していく。
- 製造後の扱い（確保、買換え、補償等）における国の関与の在り方。
 - ・ 今般の新型コロナウイルス感染症に対しては、国による治療薬やワクチンの買い上げ等により、必要な数量の確保を図るとともに、接種の実施体制の構築に必要な支援を進めている。こうした施策の推進を通じて、新たな大規模感染症の流行時に備えて必要な対応を図っていく。

- ・医療用医薬品については、本年9月に厚生労働省の検討会で取りまとめられた今後の安定確保策を踏まえ、安定確保医薬品の設定、原料・原薬の国産化や複数ソース化、国内在庫の積み増し等の対応を検討していく。

②医療用物資等の国内供給体制の整備に関する論点と対策

- 個人防護具等の医療用物資、医療機器、医療用医薬品の備蓄・確保の在り方。
 - ・医療用マスク、ガウン等の個人防護具については、物資ごとの需給動向等を踏まえ、国や自治体における備蓄を進めていく。
 - ・加えて、検査に必要な資材及び重症患者の治療に必要な人工呼吸器等の資材については、買取保証等により、安定的な供給体制を確保していく。
- 医療用物資の国内・海外生産体制確保のための支援の在り方。
 - ・医療用物資については、安定した国内供給が行えるよう、国や自治体における備蓄に加えて、国内生産体制の増強、日本企業による海外生産体制の増強を実施していく。

③新たな大規模感染症流行に備えた国家ガバナンスの強化等

- 政府の感染症対策のガバナンス体制の再構築。
 - ・まずは、司令塔機能の強化として、内閣の感染症にかかる危機管理の体制強化を行うとともに、国立感染症研究所の機能や体制の強化、国からの専門職の派遣やHER-SYS等による情報収集の効率化・機能強化等の現場を支える体制の強化を行う。

(14) インフラ海外展開に関する新戦略における 経済安全保障を含む外交課題への対応

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
経協インフラ総合戦略調査特別委員会

(「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP) との関連性)

FOIP とは、インド太平洋においてルールに基づく自由で開かれた国際秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくとの考え方に根差したもの。

※ FOIP実現に向けた具体的な取組例

- ①海洋秩序に関する政策発信や、海洋法の知見の国際社会との共有
- ②自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り
- ③インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現
- ④能力構築支援等を通じたガバナンスの強化
- ⑤海洋安全保障及び海上安全の確保

質の高いインフラ投資を通じた展開地域の連結性向上等を目指した官民一体の取組によって、FOIPの実現にも貢献し、日本企業にとっても望ましいビジネス環境が構築できる。

(コロナ禍の新たな国際環境への対応)

人の移動が大幅に制約される等国際環境が大きく変化中、各国の医療・保健体制の充実への関心や感染症対策における国際協力の重要性が高まると同時に、医療分野を含む様々な分野において、サプライチェーンリスクへの対応の重要性が再認識された。

(第三国連携)

ビジョンを同じくするパートナー国と第三国での連携を一層強化し、競争力を補完しつつ、FOIP実現を含めた様々な協力を推進する。

(戦略的な案件形成)

- ①海洋安全保障、連結性向上、法の支配強化等の重点分野に関する基幹インフラ案件を所掌する関係省庁間の連携を強化。ハード、ソフト両面での協力の実施。
- ②ハードインフラ支援では、公的支援ツールの連携を図り、国の適切なリスク管理体制を強化。
- ③ソフトインフラ支援では、コロナ禍の下、重要性が高まった医療・保健・公衆衛生など日本の経験を基にした協力・海外展開や質の高いインフラ原則の実践に繋がる政策対話、人材育成、研修の実施。
- ④地域別取組の一環として、インド太平洋を中心としたわが国にとって重要地域において、FOIP 実現の観点を含む支援方針を検討（例えば、第9回太平洋・島サミット(PALM9)、TICAD8等の外交日程を踏まえて実施。)

(公的支援ツール)

- ①ODA は外交政策のための重要なツールであり、これまでも戦略的に活用。
 - ②日本企業の参画促進のため、成長や繁栄に係る公的資金・支援スキームを広く活用。
- ASEANにおいて、実施中の約2兆円の陸海空の回廊連携プロジェクトを中心にハード・ソフトの両面で支援するとともに、今後3年間で連結性強化に資する1,000人の人材育成を行う。〈外務省、JICA〉
 - コロナ禍の環境変化等を踏まえ、わが国企業の事業持続性やレジリエンスを確保するため、保険対象の拡大や保険金の支払いの迅速化等による貿易保険の支援強化を検討する。〈経産省、NEXI〉
 - 戦略的重要性の高いインフラ案件に対し、JBICの出融資やJOIN、JICTによる民間企業との共同出資など多様なファイナンスメニューを積極的に活用する。〈財務省、国交省、総務省、JBIC、JOIN、JICT〉
 - 近年増加しているODA卒業国に対し、JICAが行う支援に関しては、国際ルールとの整合性も含め早急に検討の上、結論を得る。〈外務、財務、経産、JICA〉

(15) 国際機関を通じたルール形成への関与 データ・セキュリティ確保やわが国企業のレベル・プレイング フィールド確保のための国際ルールメイキングの主導

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
新国際秩序創造戦略本部

(問題の背景)

データガバナンスに関する国際的な規律が存在しない中で、デジタル保護主義の観点から、自国から他国へのデータ移転を制限するデータローカライゼーションやデータアクセス等の規制を通じてデータの収集・囲い込みを行う国家が出てきている。こうした規制が国際的に広がっていくと、データの自由な越境流通が阻害され、デジタル経済は分断される。更に、COVID-19 への対応の名目で、一部の国家はデータを活用した社会統制システムによる国民監視を行い、これを周辺国へと拡大する動きもある。これは、デジタル経済の分断を超えた新しい形の覇権であり、わが国を始めとする基本的な価値観を共有する国々にとっての新しい脅威となりつつある。

また、コロナ危機を経て国の役割が拡大しつつある潮流の中で、各国が産業補助金など市場歪曲的措置を無秩序に展開すれば、日本企業の競争条件（レベル・プレイング・フィールド）を大きく損なう事態も危惧される。

(今後の方針)

国際デジタルルールにおける日本のユニークな立場（後述）といったわが国の戦略的不可欠性を強化・活用。また、有志国連携を進めながら、ルールベースでのレベル・プレイングフィールド確保を進めていく。

● データフリーフロー原則の確立

G20 大阪サミットで各国首脳の賛同を得た「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」は国際的なデータガバナンスの議論の基盤となる考え方であり、デジタル保護主義・覇権主義に対抗する上で、この具体化が求められる。わが国は、二国間及び地域間の協定においてデータフリーフローの原則を具体化してきた。今後とも、安全保障等の一定の政策余地を確保しつつ、基本的な価値観を共有する同盟国・有志国間で高いレベルのデータ規律を作っていくながら、並行して WTO 電子商取引交渉を進展させることにより、グローバルなデータガバナンスの規律を実現する。特にわが国は、日米デジタル協定、日 EU 間の個人データ越境移転の枠組みを有する、そして、TPP 等を通じアジア太平洋地域でもデジタルルール作りを牽引してきた、という世界でユニークな立ち位置にある。これをてことして、米欧と連携しながらグローバルな規律作りにおいてリーダーシップを発揮するべきである。特に、米国の政権交代による政策変化を念頭に、本分野を始めとする国際ルール作りの経済安全保障上の重要性を働きかけ、TPP 等による国際経済秩序づくりに復帰するよう促すべきである。

- プライバシー、データ利活用環境等の確保に向けた有志国連携

データ流通における新たなリスクへの対応として日米欧三極での信頼のある個人データ流通の枠組み構築、OECD プライバシーガイドラインの見直しに取り組むべきである。

また、データの円滑な越境流通を実現する国際データ標準が、自由・民主主義陣営の有志国の価値観を反映しつつ、イノベーションを促進するものとなるよう有志国で連携して取り組むべきである。

- レベル・プレイングフィールドの確保

特定国による、鉄鋼・造船業界等の過剰生産問題等につながるなど市場をゆがめる政府の補助金、強制的な技術移転の抑制に関し、日米欧三極貿易大臣会合等を通じたルール作りを目指すとともに、個別の二国間対話やRCEPの枠組等を通じ、行動変容を働きかけ、経済安全保障を支えるわが国企業のレベル・プレイングフィールドを確保するための取組を行うべきである。

(16) 経済インテリジェンス能力の強化

令和 2 年 12 月 4 日
自由民主党政務調査会
新国際秩序創造戦略本部

(1) インテリジェンスコミュニティの能力及び連携の強化

わが国の安全保障に対する経済面からの脅威という顕在化しにくい事象に的確に対応するためには、経済安全保障分野におけるインテリジェンス能力の強化、具体的には関連情報の収集・分析・集約・共有を強化することが必要不可欠である。

そのため、経済安全保障に係る情報収集・分析等を実効的に行う専従の新規ポストの設置や前例にとらわれない抜本的な人員の増強を含め、内閣情報調査室や公安調査庁を始めとする関係府省庁において経済安全保障に係る情報収集機能の強化を着実に進め、地域別・分野別の視点を加味した分析力を強化するべきである。また、各府省庁が収集した情報については、関係府省庁間の共有及び国家安全保障局を始めとする政策部門への提供を更に促進するべきである。特に、個別情報については、内閣情報調査室で体系的・包括的に集約・分析して政策部門に提供するだけでなく、関係府省庁が適時に利用可能となる仕組みの構築を検討するべきである。

(2) 国家安全保障局（経済班等）の体制及び連携の強化

経済安全保障に係る政策課題は、多くの場合、複数の府省庁の担当分野にまたがっていることから、「縦割り」を排し、政府一体となって戦略的な政策立案を推進していくためには、その総合調整を担う国家安全保障局の経済班等の役割が重要である。とりわけ、令和 2 年 4 月に発足した経済班には、わが国と世界のヒト・モノ・カネ・データの移動等の経済政策について、安全保障という観点から適切な政策調整を行い、政府一体となって対応していくための司令塔としての役割が期待されるほか、経済安全保障分野におけるインテリジェンスコミュニティからの情報を政策形成に活かすなど、政策サイドの府省庁とインテリジェンスコミュニティのハブとしての機能も期待される。このため、人員の増強を含め、国家安全保障局（経済班等）の体制を強化し、経済安全保障に係る政策立案・総合調整機能を強化すべきである。また、経済安全保障の政策分野は多岐に亘るが、従来の安全保障関連省庁以外の省庁においては、その対応や意識の水準に大きなバラツキが見られることから、各省庁においても経済安全保障に関する体制を強化すべきである。

(3) 民間企業における経済インテリジェンスの機能強化

わが国の技術的優位性を維持し経済安全保障を強化するためには、政府側の経済インテリジェンスの機能の強化のみならず、機微な技術を保有する民間企業や大学等における技術窃取対策を含む保全措置の強化も重要な要素となる。しかし、経済安全保障に関する問題意識を民間部門において醸成する環境・制度は不十分であり、民間企業や大学等が政府側に相談する窓口も十分に存在しないのが現状である。

このような危機感の下、政府において機微技術の保全に関して民間企業・大学等との連携を強化する枠組みを早急に構築し、官民で情報の発信や共有等を積極的に推進すべきである。ただし、情報保全の観点から、民間企業・大学等の同枠組みへの参加の前提として、情報の受け手側に情報管理やカウンターインテリジェンスに関する研修の受講等を求めるなどの措置を講じるべきである。これらの取組を通じて、経済安全保障の視点が企業統治等の重要な一要素に位置付けられる環境を醸成するべきである。

(4) ファイブアイズへの参画を含む国際連携の強化

わが国の経済安全保障を確実なものとするためには、わが国自身による 情報機能強化の取組を推進していくことに加え、ファイブアイズを始めとする関係国との経済安全保障に係る情報や知見の共有を更に促進し、国際連携を深化すべきである。さらに、将来的なファイブアイズへの参画も見据え、ファイブアイズ各国の情報機関との協力の深化にふさわしい体制の強化を図るべきである。